

(仮称) 滋賀県学校教育情報化推進計画の策定について

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」(以下「条例」という。)に基づく学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画

「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づく学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画(努力義務)

(2) 計画期間

令和5年度から5年間を予定(ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ随時更新を加えるとともに、策定から3年度を目途に見直し。)

2 条例に基づき講ずべき施策

別紙のとおり

3 検討体制

- ・教育委員会事務局内に学校教育情報化推進計画検討会議およびワーキングチームを設置。
- ・アドバイザーとして学識経験者複数名から助言・意見を聴取。
- ・DX推進課をはじめとする庁内関係課から助言・意見を聴取。
- ・各学校の状況把握および意見を聴取。

4 策定スケジュール(予定)

令和4年	5月	常任委員会(策定概要説明) 検討会議・WGの設置
	5月～6月	各学校からの意見聴取
	8月	検討会議
	9月	常任委員会(計画骨子案)
	10月	検討会議
	11月	常任委員会(計画素案) 市町、関係者等意見照会
	12月	常任委員会(計画原案)
令和5年	1月	県民政策コメント
	3月	常任委員会(県民政策コメントおよび最終案報告) 教育委員会(計画付議) 計画策定・公表

## 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例に基づき講ずべき施策

条例に規定される基本的施策	国の学校教育情報化推進計画(案) 計画的に講ずべき施策
1 情報通信技術を活用した指導方法等の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTの効果的な利活用の推進</li> <li>・ デジタル教材等の開発及び普及の推進</li> </ul>
2 情報モラル教育の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報モラル教育の充実</li> <li>・ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実</li> <li>・ 著作権への理解</li> </ul>
3 障害のある児童生徒の教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある児童生徒の教育環境の整備</li> </ul>
4 特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育機会の確保</li> <li>・ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実</li> </ul>
5 学校の教職員の資質の向上のための研修の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の教職員の資質の向上</li> <li>・ 学習の継続的な支援等のための体制の整備</li> <li>・ 情報化による校務効率化</li> </ul>
6 県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校におけるICTの活用のための環境の整備</li> </ul>
7 学習の継続的な支援等のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育データの利活用</li> <li>・ 学習の継続的な支援等のための体制の整備(再掲)</li> <li>・ 関係者の共通理解の促進</li> </ul>
8 個人情報の保護等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の保護、情報セキュリティ対策等</li> </ul>
9 人材の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材の確保等</li> <li>・ ICT支援員など専門人材による支援</li> </ul>
10 調査研究等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究等の推進</li> <li>・ 健康面への配慮</li> </ul>
11 県民の理解と関心の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の理解と関心の増進</li> </ul>